

ご記入いただく先生へ

介護保険の軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関わる ご意見記入の際の留意事項

〈軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について〉

介護保険状態区分が要支援1・2または要介護1の方が特定の福祉用具の貸与を受ける時には、主治医より意見を求めることが必要とされています。このことを「軽度者に対する福祉用具の貸与の例外給付」と言います。主治医への意見の確認はケアマネジャーが行います。

例外給付対象者の状態像がⅠ～Ⅲのどのタイプであるかと、福祉用具の貸与が必要と考えられる医学的所見をケアマネジャーにお伝えください。（文書または口頭、電話・FAX可）

医学的所見の記入については下記の記入例を参考にしてください。

1 例外給付の対象となる福祉用具

特殊寝台 ・ 特殊寝台付属品 ・ 車椅子 ・ 車椅子付属品 ・ 床ずれ防止用具
体位変換器 ・ 認知症老人徘徊感知器 ・ 移動用リフト(つり具を除く)

2 状態像について

該当欄 ☑	福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像		原因となる疾病名等 (例)
<input type="checkbox"/>	Ⅰ	状態が変動しやすく、日によって、または時間帯によって頻繁に『起き上がりが困難な者』か『寝返りが困難な者』のいずれかに該当する。	パーキンソン病など
<input type="checkbox"/>	Ⅱ	状態が急速に悪化し、短期間のうちに『起き上がりが困難な者』か『寝返りが困難な者』のいずれかに該当する状態に至ることが確実に見込まれる。	癌末期など
<input type="checkbox"/>	Ⅲ	転倒、骨折など危険性や症状の重篤化の回避等、医学的判断から福祉用具例外給付の対象に該当する。	喘息発作等による呼吸不全 心疾患による心不全 嚥下障害 など

3 具体的な医学的所見の記入例

●確認申請書 状態Ⅰの場合

- ・パーキンソン病があり、一日の中でも状態が変わるため、頻繁に起き上がりや寝返りが困難になることがあるため、特殊寝台が必要である。
- ・リウマチがあり、病状が不安定で、日によって時間帯によって、頻繁に起き上がりや寝返りが困難になることがあるため、特殊寝台が必要である。

●確認申請書 状態Ⅱの場合

- ・がん末期であり、急速に状態が悪化しており、短期間のうちに寝返りはできなくなることが見込まれるため、床ずれ防止用具及び体位変換器が必要である。

●確認申請書 状態Ⅲの場合

- ・椅子での座位が困難であり、嚥下障害のため誤嚥性肺炎を起こす可能性がある。その回避のために、特殊寝台のギャッジアップ機能が必要である。

※「〇〇のため必要である。」のように明確にご記入ください。また、身体状況や危惧する状態の変化なども具体的に記入していただきますようお願いします。